

2021～2023 年度課題別研修「紛争影響国における国家建設」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中国センター（以下「JICA 中国」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国からの研修員として日本に招いた（紛争後の国家建設プロセスにあたる国の中央政府の幹部行政官に対し、所定の案件目標を達成するべく、法制度整備、民主的な行政制度、メディア、中央-地方との関係構築等、国家の統治機能の基盤となる諸制度の在り方について明確なイメージを持つために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人ひろしま国際センター（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 中国所管地域において、研修員受け入れ事業を長年にわたり実施してきた経験を有しています。また、当該平和構築分野に関しても、2016 年度より本コース、他関連コースでも長年に亘り受託機関として携わり、コースの目的や主旨、内容、視察先や講師等の関係者を熟知し、当該コースで必要な調整及び研修員に対するファシリテーション等、JICA 研修事業を効果的かつ効率的に実施するための経験を豊富に有しています。

これらのことから、本研修においても、これまでの実績を基に、途上国ニーズに基づいた効果的な研修プログラムを実施する事が可能であると判断することから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名： 2021～2023 年度課題別研修「紛争影響国における国家建設」
- (2) 業務の目的： 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務の実施方針及び留意事項： オンラインでの実施 ※
- (4) 業務内容： 研修委託業務概要 別添のとおり ※
- (5) 履行期限： 2021 年 10 月下旬から 2022 年 2 月下旬 ※
- (6) 担当部署： JICA 中国 研修業務課

※2022 年度、2023 年度の実施方針、業務概要、履行期限等については別途決定

2. 応募要件

- (1) 基本的要件：
 - ① 業務を遂行する法人としての能力を有すること。業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

- ② 2021年度を第1回目として受託し、2023年度まで計3回、同一案件を受託可能である者。本件公募は2021年度、2022年度、2023年度に実施する研修（3回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。）

（2） 資格要件等：

- ① 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が広島県の暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号含め中国地方各県の同様の条例）に定める禁止行為を行っている。

3. 参加意思確認書の提出手続き等

(1) 提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- ① 参加意思確認書（別紙 3）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- ② 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- ③ 誓約書（別紙 4）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- ① 参加意思確認書(別紙 3) 及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- ② 登記簿謄本（写）
- ③ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ④ 納税証明書（その 3 の 3）（写）

(2) 提出部数：正 1 部

(3) 手続きのスケジュール

参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021 年 5 月 25 日（火）正午 から 同年 6 月 8 日（火）午後 5 時まで
	提出場所	JICA 中国 研修業務課 担当：高村宛
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	メール添付のPDF で提出。 メール送付先：cicttp@jica.go.jp メールタイトル：【2021～2023年度課題別研修「紛争影響国における国家建設」参加意思確認書の提出（社名●●）】
審査結果の通知	通知日	2021 年 6 月 14 日（月）
	通知方法	メールで通知（参加意思確認書を提出した団体のみ） ※なお、特定者には、JICA 中国ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
応募要件無しの理由請求	提出場所	JICA 中国 研修業務課 担当：高村宛
	請求方法	メール添付のPDF で提出。 メール送付先：cicttp@jica.go.jp メールタイトル：【2021～2023年度課題別研修「紛争影響国における国家建設」参加意思確認公募/応募要件無しの理由請求（社名●●）】
	回答予定日	2021 年 6 月 18 日（金）
	回答方法	メールで回答

- (4) 問い合わせ先： 本公告に係る問合せは下記宛にお願いします。
JICA 中国 研修業務課 担当：高村宛（電話：082-421-6310）

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 共同企業体の結成：認めません
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知おきください。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意したものとみなします。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- (ア) 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- (イ) 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- (ア) 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
- (イ) 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
- (ウ) 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- (エ) 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構 中国センター契約担当役
所長 岡田 務 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2021～2023 年度課題別研修「紛争影響国における国家建設」に係る参加意思確認
公募」の応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので
参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付し
てください。同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

➤ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明
書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上